

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長
高久史磨

公印省略

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長より本会宛に「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」の周知依頼がありました。

依頼文によりますと、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成19年3月30日薬機発第0330001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところですが、今般、「薬事法等の部を改正する法律（平成25年法律第84号）、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）等が平成26年11月25日から施行されることに伴い、機構においても、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号）の改正を行うとともに、機構が行う審査等の手数料の取扱いについて新たに定め、平成26年11月25日から実施するということですので、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

関連の URL は、

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/fee.html>

です。

なお、詳細は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pmda）業務第一課 担当：小田原氏 電話：03-3506-9437 内6022）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）
（担当 高橋）